

四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第51号

四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成5年四日市市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(施設の名称等) 第3条 施設の名称、位置及び処理区域は、次のとおりとする。			(施設の名称等) 第3条 施設の名称、位置及び処理区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	処理区域	名称	位置	処理区域
小牧南地区浄化センター	四日市市小牧町331番地2	小牧町の一部	小牧南地区浄化センター	四日市市小牧町331番地2	小牧町の一部
狭間地区浄化センター	四日市市西日野町1786番地2	川島町の一部	<u>県地区浄化センター</u>	<u>四日市市江村町870番地</u>	<u>北野町、黒田町及び江村町の各一部</u>
(略)			狭間地区浄化センター	四日市市西日野町1786番地2	川島町の一部
			(略)		

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(上下水道局生活排水課)